

肥料等を生産・販売する皆さま

資材リスト登録支援



有機 JAS 適合資材リストへの 登録審査経費の補助を受けませんか

● 第3回 公募期間

令和6年9月2日(月)~9月13日(金)

申請ごとに加点方式にて採択審査を行います

● 補助率

最大 **1/2** ・ 上限 **15万円**

● 対象経費

有機資材評価機関*の**登録審査経費**

*有機資材リスト掲載一覧表に掲載されている機関

- ✓ (一社)有機 JAS 資材評価協議会
- ✓ 日本有機農業生産団体中央会
- ✓ (株)ACCIS

応募者の要件 **すべてを満たすこと**

1. 有機 JAS 適合資材リストへの登録を検討している事業者
* 登録済み資材の更新や変更（原材料・製造工程などの変更）にかかる経費は、対象外です。
2. 有機資材評価機関による登録審査および登録審査経費の支払いは、交付決定通知受領後であること。
* 交付決定前に支払った経費は、対象外です。
3. 有機資材評価機関から判定結果通知を受取り登録審査経費の支払いを終わりしだい、すみやかに「実績報告兼請求書」を提出できること。提出期限は令和7年1月31日
4. 地元自治体、農林水産省・農産局等から、本事業に係る補助金交付を受けていないこと。
5. JAS 協会が行う有機資材登録への調査等に協力すること。

有機 JAS 適合資材の登録とは 農林水産省ホームページより



肥料等を生産・販売する皆さまへ



- 1 有機JAS適合資材リストへの肥料等の掲載について積極的にご検討下さい。
- 2 リストに掲載していない肥料等については、有機JASの農家が手順書に従い適合性を判断できるように、肥料等の原材料・製造工程等を示す書類の提供をお願いします。

1 有機JAS適合資材リストへ肥料等の掲載について

○ 有機JAS適合資材リスト※1に掲載された肥料等は、全ての有機JASの農家が、個別に評価することなく使用することができます。

※1 有機JAS適合資材リスト：
一定の要件を満たす資材評価機関が資材の評価を行い、有機JASに適合するものとして公表したリスト。
[資材リスト掲載一覧表はこちら](#)



○ 有機JAS適合資材リストに肥料等を掲載すれば、
✓ 肥料の原材料・製造工程等を示す書類は、資材評価機関1機関のみに提出すればよく、個々の農家との書類のやりとりは不要になります。
✓ 当該資材を使用を検討する有機JASの農家の負担が大幅に軽減されます。

○ 有機JAS適合資材リストに資材を登録するには、資材評価機関に、肥料等の原材料・製造工程等を示す書類（次項中段「根拠書類」参照）を添付して申請※2の上、評価を受けることが必要です。

応募
お問合せ先

一般社団法人 **日本農林規格協会（JAS 協会）**
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 15-12 八重洲カトウビル 4 階
TEL **03-3249-7120** <http://www.jasnet.or.jp>

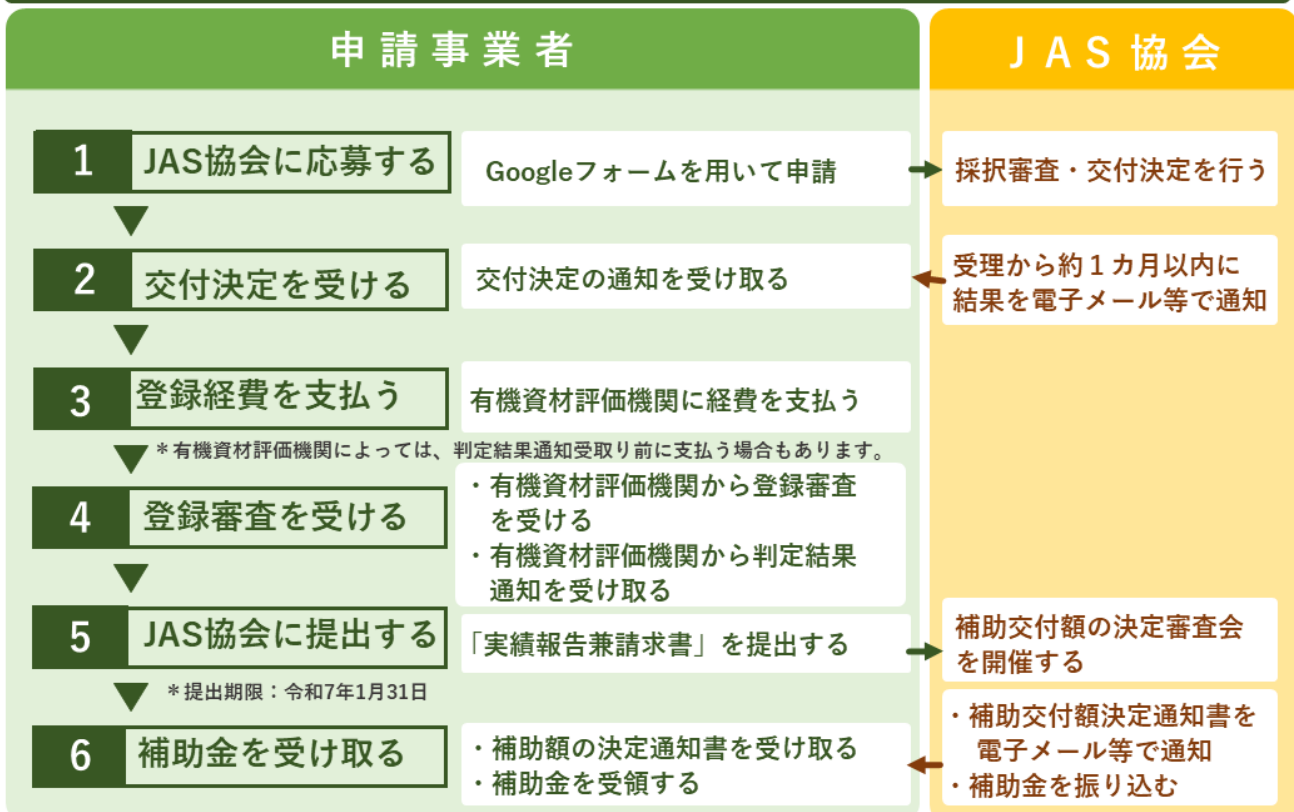
補助対象経費

交付決定通知受領後に有機資材評価機関へ支払った登録審査経費

- ・ JAS 協会の交付決定通知受領後に有機資材評価機関に支払った登録審査経費の半額以下(上限 15 万円)です。
- ・ 有機資材評価機関への入会金、年会費をはじめ登録後の年間管理費などに相当する経費は、対象外です。

対象になる	対象にならない
○評価機関事務費（申請費、書類審査費、分析費、判定費、登録証発行費等）	×消費税
○検査費（検査日当、移動日当、報告書作成費等）	×入会金
○検査員旅費（交通費、宿泊費等）	×年会費
○有機 JAS 資材講習費	×年間管理費、年間維持管理費
*はじめて有機 JAS 資材登録をおこなう事業者であって、JAS 協会の交付決定通知受け取り後の受講費に限る。	×フォローアップ講習会受講費
など	×振込手数料、郵送料、書類印刷代、写真代 など

補助の応募から補助金受取りまで



応募方法



Google フォームから応募

- ① 右の QR コードまたは JAS 協会ホームページから、Google フォームの応募申請 URL にアクセスします。→[こちら](#)
- ② 必要事項を記入し、案内に従って「添付書類」をアップロードしてください。
- ③ 最後までご回答いただき「送信」をクリックすることで、応募申請となります。
- ④ ご入力いただいたメールアドレスに、応募申請内容の控えが送信されます。必ず保存してください。



・ Google フォームを利用し応募するにあたっては、Google アカウントが必要です。

応募申請内容、添付書類に不足があり指定の期日までに書類がそろわない場合は、不採択となる場合があります。あらかじめご承知おきください。

応募書類

応募申請時に提出が必要な書類 すべてコピー可。詳細は「交付申請書」参照。

- ① JAS協会指定「別記様式第1-2号交付申請書」（実施計画書を含む）
…Googleフォームに入力する
- ② 会社案内または会社概要
- ③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等財務状況がわかるもの）
- ④ 有機資材評価機関から提出された審査経費の見積書
- ⑤ 登録申請資材の資料（登録申請 資材名、資材数がわかるもの（経費見積書の資材名記載、カタログ、ホームページの写し）。）
- ⑥ 【任意】登録申請資材の販売先がある、または販売計画があり商談中の場合
*採択審査時に加点されます。
A：販売先がある場合
 - ・ 販売先が有機JAS認証事業者であることがわかる資料
（有機JAS認証書、農林水産省ホームページ掲載の有機JAS認証事業者一覧等）
 - ・ 令和5年1月1日以降の取引がわかる納品書B：販売計画があり商談中の場合
 - ・ 商談先が有機JAS認証事業者であることがわかる資料
（有機JAS認証書、農林水産省ホームページ掲載の有機JAS認証事業者一覧等）
 - ・ 令和5年1月1日以降の商談先との企画書・商談記録

Q1：有機 JAS 資材リスト登録支援事業とは、どのようなものですか。

(A1)令和5年度補正予算 JAS・JFS の普及対策事業として、有機事業者の有機 JAS 認証取得等に要する負担軽減に向け、有機 JAS 認証取得や申請のオンライン化支援とともに行う実証事業です。支援事業者は、JAS 協会がおこなう有機 JAS 適合資材リスト登録前後の変化についての調査等へもご協力いただき、さらなる有機 JAS 認証取得等の負担軽減施策に活用します。

Q2：すでに登録済みの資材の更新や変更（原材料・製造工程などの変更）にかかる経費も、応募対象ですか。

(A2) 新規登録資材の登録審査経費のみが対象のため、登録済みの資材にかかる経費は対象外です。

Q3：応募者多数により予算を超過した場合は、どのように採択しますか。

(A3)申請ごとに加点方式にて採択審査を行います。加点項目は、①登録予定の資材の販売先を確保していること、②登録申請予定の資材数、③事業継続のための財政基盤、④運営の公開性・透明性です。なお、財政状態から継続した事業が見込まれない場合、運営の公開性・透明性等が低く事業の推進体制の確立が見込まれない場合は採択しないものとします。

Q4：すでに有機資材評価機関へ登録審査経費を支払っておりこれから審査を受ける予定ですが、応募対象になりますか。

(A4) 交付決定通知受領後に有機資材評価機関へ支払った登録審査経費が対象です。支払いを終えている場合は、対象になりません。ただし、すでに有機資材評価機関へ登録申請をしている事業者でも、交付決定通知受領後に、登録審査経費を支払い審査を開始する事業者は、応募対象になります。なお、本補助事業への応募申請の受理から交付結果通知を行うまでの標準的な期間は、1カ月です。また、交付決定通知受領後に、追加登録申請する資材がある場合は、JAS 協会まで事前にご連絡ください。

Q5：交付決定後、補助金を受取る方法を教えてください。

(A5) 有機資材評価機関に登録審査経費を支払い、判定結果通知を受取りしだい、すみやかに以下の書類を揃えて JAS 協会までご提出ください。審査の結果、不適合になった資材にかかる登録審査経費は対象外のため、除外してご報告ください。提出期限は、令和 7 年 1 月 31 日です。補助交付額決定審査会にて補助交付額を決定し、交付額決定通知書にてその額をお知らせします。通知後、約 2 週間をめぐりに補助金を指定口座にお振込みします。なお、実績報告が期限までに提出されない場合など、その他交付条件を満たすことができなかった場合は、交付が受けられません。交付条件は、本事業実施規程(JAS 協会ホームページ参照)をご確認ください。

実績報告兼請求書に添付が必要な書類 すべてコピー可。詳細は「実績報告兼請求書」参照。

- ① JAS 協会指定「別記様式第 3 - 2 号 実績報告兼請求書」
- ② 有機 JAS 資材リスト登録証
- ③ 審査開始日が分かるもの
実地検査終了書、判定結果通知書、審査後に発行された請求書、有機資材評価機関とのメール等。
- ④ 有機資材評価機関が発行した「登録審査経費請求書」
- ⑤ (はじめて資材登録する事業者で有機 JAS 資材講習会受講費を補助申請する場合)「講習会修了書」
- ⑥ 登録審査経費の支払い完了を証明する書類(通帳、払込票、ネットバンキングの振込画面など)
- ⑦ 補助金振込口座情報が確認できる書類(通帳の表紙・見開きページ、電子通帳等の画面など)